

令和2年度 税制改正要望項目

令和元年8月
金融庁



令和2年度税制改正要望における 主要要望項目

1. 資産形成を支援する環境整備

- NISAの恒久化・期限延長
- NISAの利用促進と利便性向上（つみたてNISA奨励金の非課税措置、NISA口座の手続書類の電子化等）

2. 簡素で中立的な投資環境の整備

- 金融所得課税の一体化
- 上場株式等の相続税評価の見直し

3. 保険・特別法人税

- 生命保険料控除制度の拡充
- 特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長〔厚生労働省主担〕

1. 資産形成を支援する環境整備

◆ 資産形成を支援する環境整備

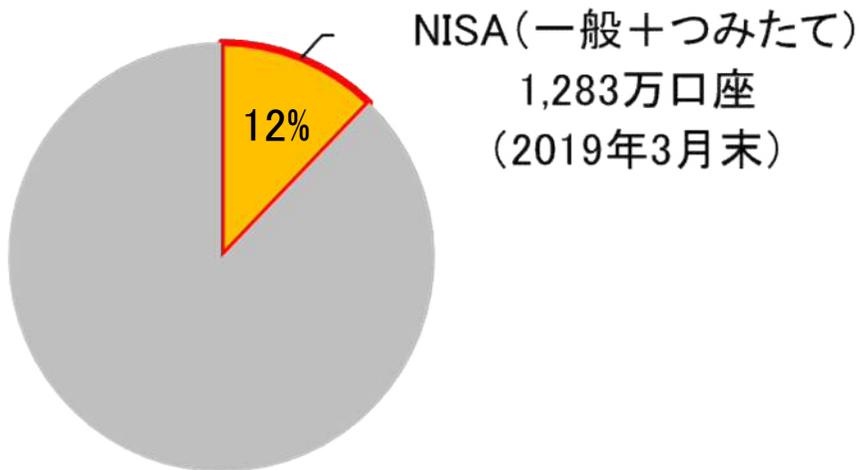
【基本的な考え方】

資産形成については、個々人が各々の収入・貯蓄の状況やリスク許容度を踏まえて取り組むことが基本。

NISA利用者は成人人口の1割程度にとどまるほか、資産形成のための投資の必要性を感じているものの十分な知識・経験がなかったり、資産が少額であるとして、実際に投資を始めるための一歩を踏み出せない人も存在。税制優遇措置の拡充等により、こうした人々が少額からの長期・積立・分散投資を始め、適切なポートフォリオを構築していくことを支援することが重要。

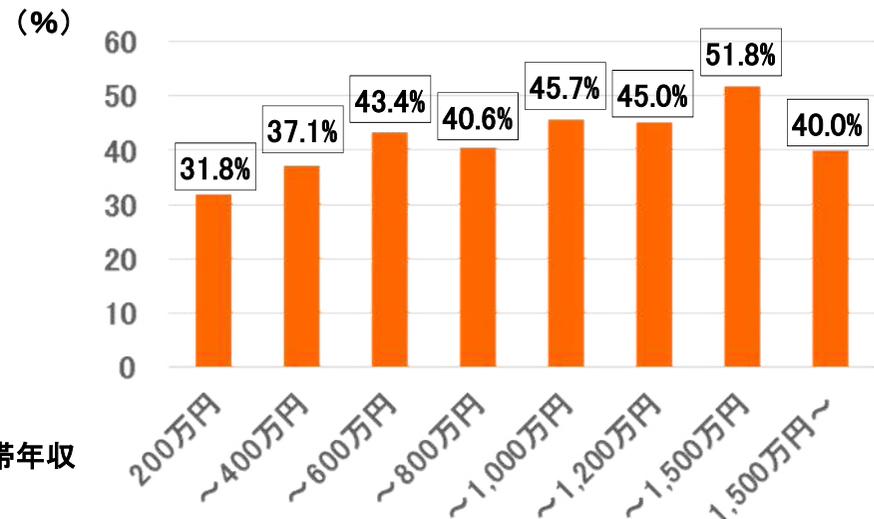
このため、本年度の税制改正においては、**NISA制度の恒久化や利便性向上を要望**。

【NISA利用者の割合】



日本の成人人口: 1億500万人(2019年3月)

【資産形成のために投資の必要性を感じる人(※)の割合(投資未経験者へのアンケート)】



(※)「非常に必要性を感じる」、「やや必要性を感じる」と答えた人の合計値

(出典)QUICK資産運用研究所調べ「個人の資産形成に関する意識調査」(2018年11月)

◆ NISAについて

【要望事項】

○ NISAの恒久化・期限延長

現在、時限措置であるNISAについて、恒久措置とすること。特に、「**つみたてNISA**」については、開始時期にかかわらず、**20年間のつみたて期間が確保**されるよう、**制度期限(2037年)を延長**すること。

○ NISAの利用促進と利便性向上

- ・企業が従業員に対して一定の要件を満たす規約に基づき支給する、**つみたてNISA奨励金**については、**毎月1,000円を限度として非課税**とすること(**3年の時限措置**)。
- ・利用者・金融機関双方の利便性向上を図る観点から、**NISA口座の手続書類**(開設・変更・廃止等)の**電子化**を可能とすること。 等

NISA制度の恒久化・期限延長

【現状及び問題点】

- NISA制度については、口座数・買付額ともに順調に推移し、**家計の安定的な資産形成のツールとして広く定着しつつあるが**、時限措置であるため、**制度の持続性の確保**を求める声が多い。

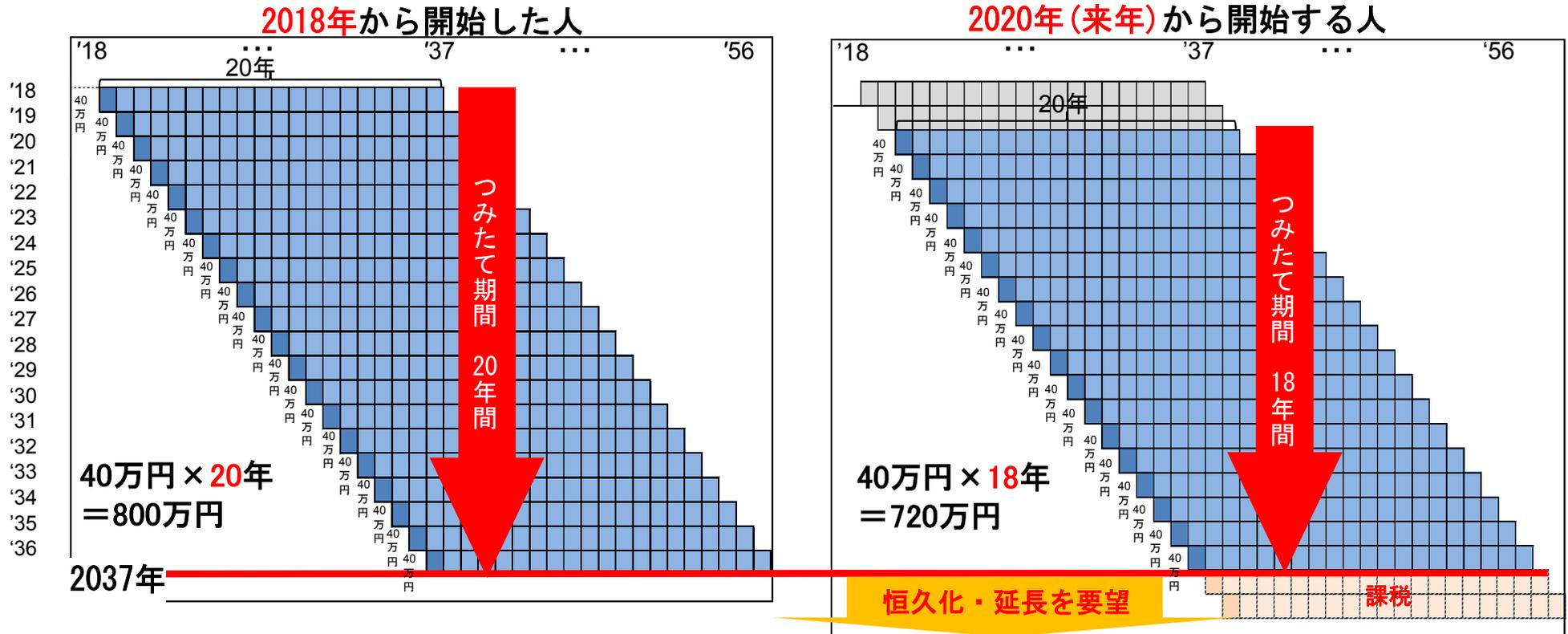
※1 口座数:約1,283万件、買付額:約16.5兆円(一般・つみたての合計、2019年3月末時点)

※2 「一般NISA」等は2023年まで、「つみたてNISA」は2037年までの時限措置

【要望事項】

- **NISA制度**について**恒久措置**とすること。特に、「**つみたてNISA**」については、開始時期にかかわらず、**20年間のつみたて期間が確保**されるよう、**制度期限(2037年)を延長**すること。

【つみたてNISAの場合】



(注) 一般NISA、ジュニアNISAについては、制度期限は2023年末とされている。

つみたてNISA奨励金の非課税措置

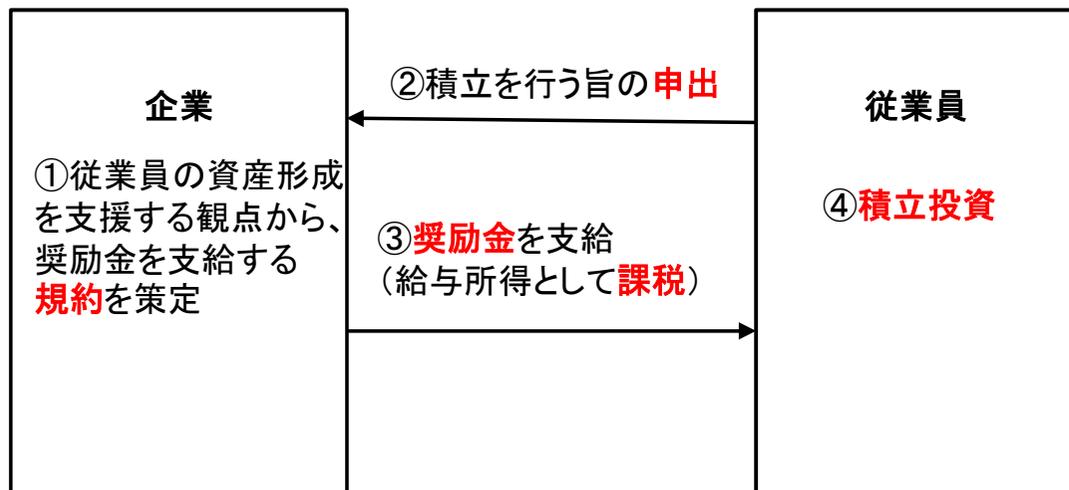
【現状及び問題点】

- 職場という身近な場で資産形成を始めるきっかけを得られるような環境を整える観点から、金融庁では、資産形成やつみたてNISAに関する職場セミナーの開催を民間企業等に対して働きかけてきた。
※ 金融機関が民間企業や地方公共団体の職員向けに実施したつみたてNISAに関する職場セミナー回数: 約15,000回(2018年中)
- 一部の企業では、従業員の資産形成をより一層支援すべく、つみたてNISAの積立金に対して奨励金を支給している事例もあるが、この奨励金については、所得税・地方税の対象となるため、奨励策の効果が減殺されるとの指摘もある。

【要望事項】

企業が従業員に対して一定の要件を満たす規約に基づき支給する、**つみたてNISA奨励金**については、**毎月1,000円を限度として非課税**とすること(3年の時限措置)。

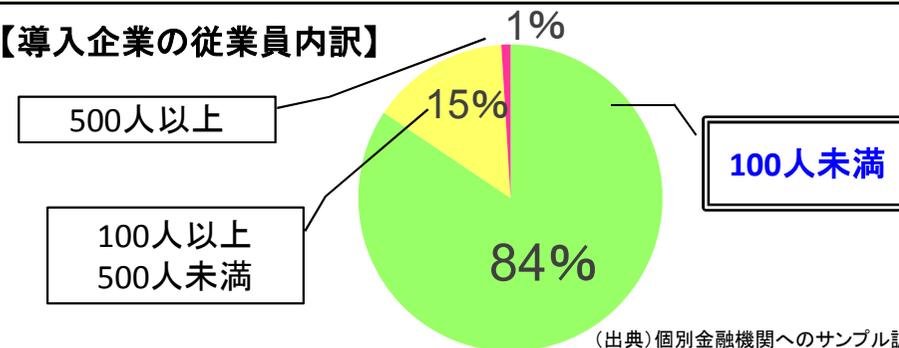
【つみたてNISA奨励金の概要】



・給与天引きによるNISA導入企業は、**約700社**
うち、奨励金を支給している企業は、**約半数**

(出典)大手証券会社3社調べ

【導入企業の従業員内訳】



【つみたてNISAの利用・普及割合(比較)】



※1 給与天引きによるつみたてNISA導入企業で、奨励金を支給していない企業

※2 成人人口に占めるつみたてNISA口座数の割合

(出典)個別金融機関へのサンプル調査

NISA手続書類の電子化

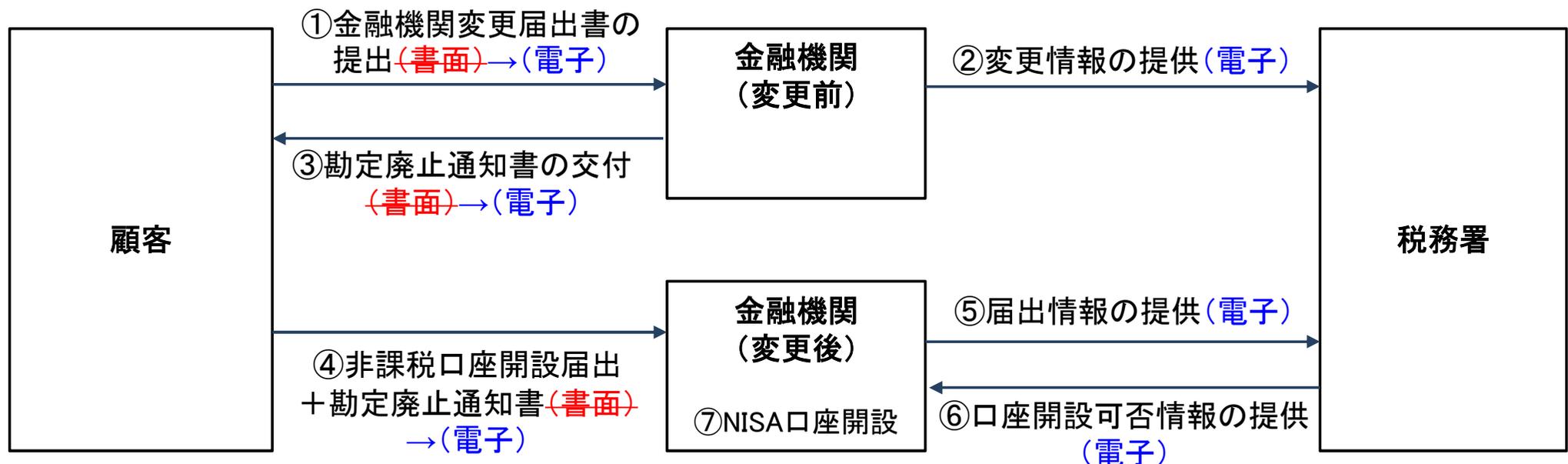
【現状及び問題点】

- 顧客が行うNISA口座の新規開設手続については、マイナンバーを活用することで完全ペーパーレスでの対応が可能となっている。
- 一方、NISA口座に係る金融機関変更・廃止手続や、金融機関と税務署間の一部手続については、書面での提出・交付が必要となっている書類も残っており、利用者・金融機関の双方にとって非効率。

【要望事項】

利用者・金融機関双方の利便性向上を図る観点から、**NISA口座の手続書類**(開設・変更・廃止等)の**電子化**を可能とすること。

【電子化が必要な手続の例(金融機関変更手続)】



2. 簡素で中立的な投資環境の整備

◆ 金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大) [農林水産省・経済産業省が共同要望]

【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、平成28年1月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められておらず、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備は道半ば。

【要望事項】

投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。

【金融商品に係る課税方式】

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離→申告分離	28年1月～ 非課税→申告分離
デリバティブ取引	申告分離	
預貯金等	源泉分離	—

現在、損益通算が認められている範囲

【平成31年度税制改正大綱(抜粋)】

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性のある方策の必要性を踏まえ、検討する。」

◆上場株式等の相続税に係る見直し

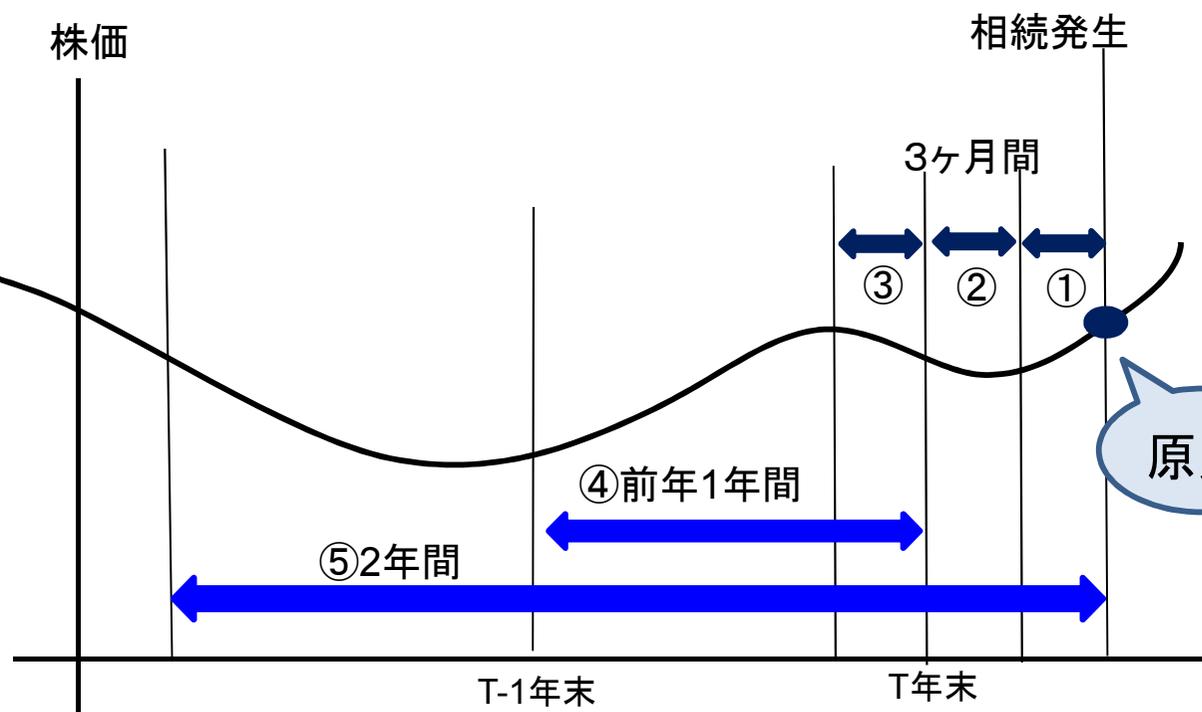
【現状及び問題点】

- 相続財産となった上場株式は、相続時の時価のほか、相続時以前3か月間(①相続発生月、②その前月、③前々月)の終値の月平均額のうち、最も低い価額で評価。
- また、非上場株式(類似業種比準価額方式)では、④課税時期(死亡日)の前年の年平均株価、⑤課税時期の属する月以前2年間の平均株価でも評価が可能。

【要望事項】

上場株式等の相続税評価額について、相続時の評価のほか、相続時以前3か月間(①、②、③)の終値の月平均額に加えて、④、⑤も対象とすること。

【終値の推移】



評価額: 以下のうちいずれか低い額

上場	時価	①②③	—	—
非上場	時価	①②③	④	⑤

要望

(注) 非上場株式については、類似業種比準価額方式にて算出。

3. 保険・特別法人税

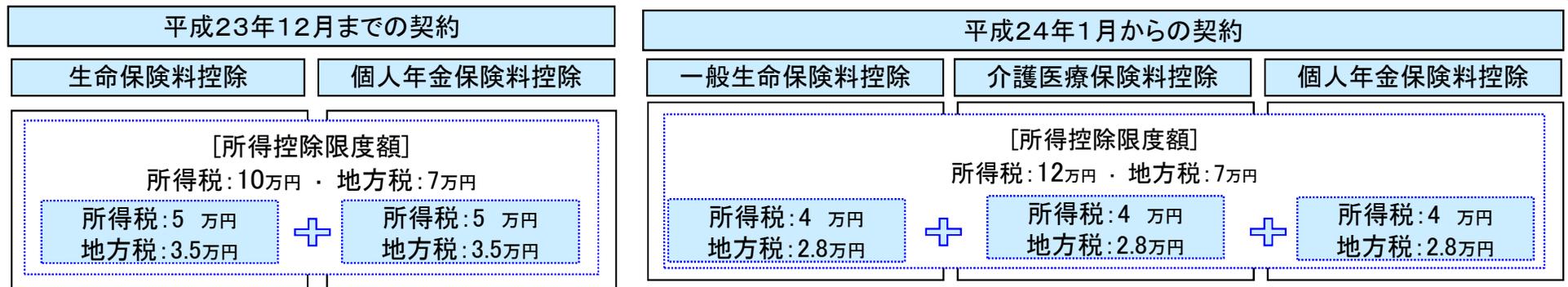
◆ 生命保険料控除制度の拡充

【現状及び問題点】

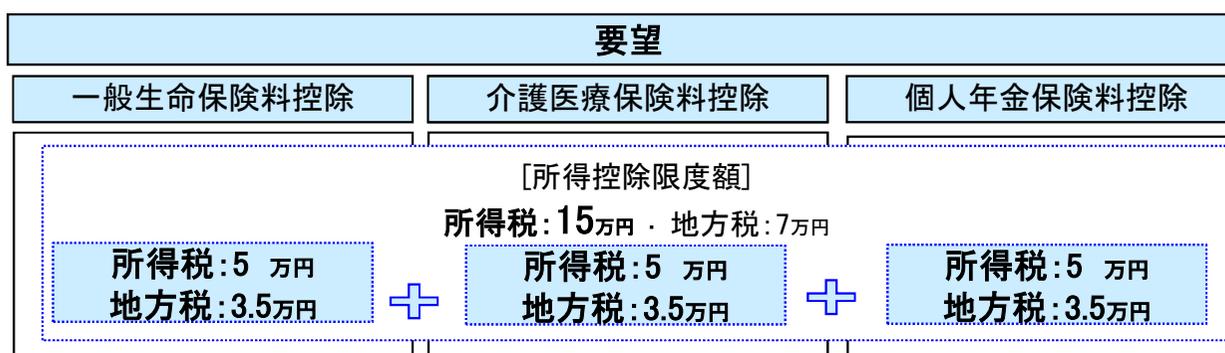
- 生命保険料控除制度は、所得税額・住民税額の計算上、支払った生命保険料のうち、一定の金額の所得控除が可能。
- 個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進するため、生命保険料控除制度を拡充していくことが必要。

【要望内容】 所得税法上及び地方税法上の生命・介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額を5万円及び3.5万円とすること、また、所得税法上の保険料控除の合計適用限度額を15万円とすること。

【現行制度】



【要望する制度】



◆ 特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長 〔厚生労働省主担〕

【現状及び問題点】

○ 特別法人税とは、企業年金等の積立金に対して課税される法人税(1.173%)。

(注)特別法人税は、掛金拠出時に給与所得として課税すべきところ、給付時までには課税が繰り延べられることを踏まえ、その期間の遅延利息相当分を課税するという考え方にに基づき、昭和37年に導入。

○ 特別法人税については、超低金利の状況等を踏まえ、平成11年度から凍結されているが、令和2年3月末でその凍結措置が期限切れ。

【要望事項】 特別法人税を撤廃又は課税停止措置を延長すること。

【主要国の企業年金税制の概要】

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠出時 (事業主拠出分)	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
運用時	課税 (特別法人税) (※)令和2年3月末まで課税停止	非課税	非課税	非課税	非課税
給付時	課税	課税	課税	課税 (収益部分のみ)	課税

〔その他の要望項目〕 ◆は日切れ関連

- ◆ 投資法人に係る税制優遇措置の延長
- ◆ 預金保険法に基づく資本増強等に係る登録免許税の軽減措置の延長
- ◆ 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長〔財務省と共同要望〕
- ◇ 特定口座の利便性向上
- ◇ 信託受益権の質的分割に係る所要の措置
- ◇ 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ
- ◇ 保険会社に係る収入金額による外形標準課税方式の維持
- ◇ 法人番号の告知の簡素化
- ◇ 金融商品取引法改正に伴う所要の措置
- ◇ 連結納税制度におけるみなし決済損益額に係る所要の措置
- ◇ 自動的情報交換制度の実施に係る所要の措置
- ◇ 投資信託等の二重課税調整に係る所要の措置〔国土交通省と共同要望〕
- ◇ 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に係る拡充〔中小企業庁主担〕
- ◇ 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予・免除の拡充〔中小企業庁主担〕